

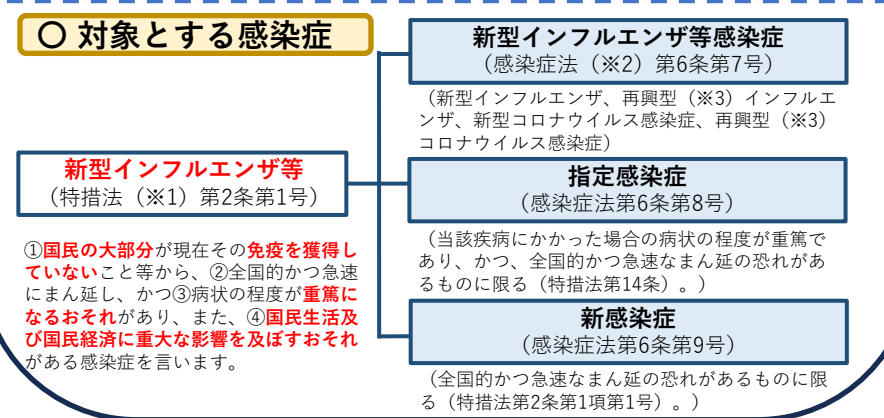
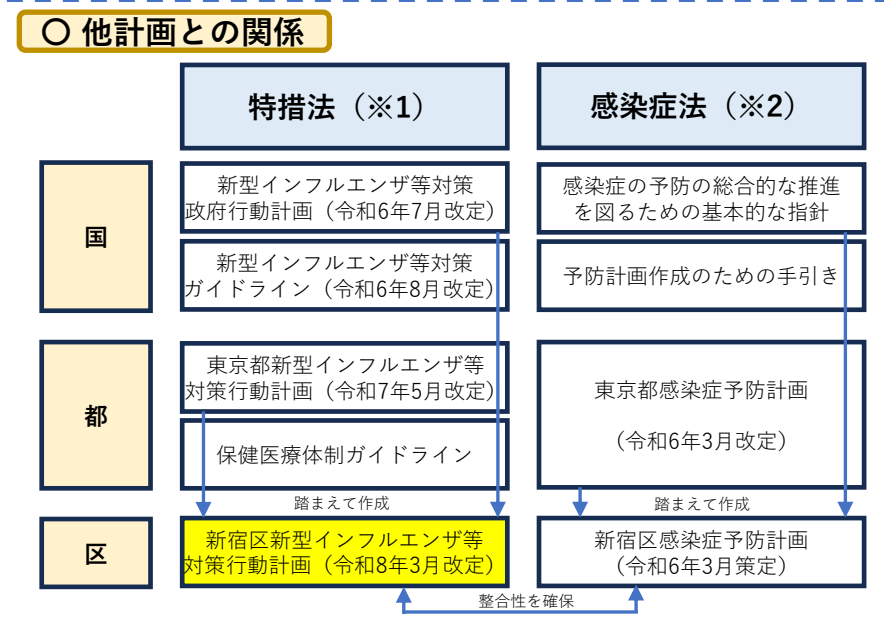
新宿区新型コロナウイルス等対策行動計画【改定素案内容の要約】

本文第1部 基本的な考え方（P3～26）

○ 計画策定の根拠・目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、以下2点を目的として策定

1.感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護
2.区民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化



本文第2部 各対策項目の考え方及び取組（P27～166）

	準備期	初動期	対応期
第1章 実施体制	■ 役割整理や指揮命令系統等の構築、研修、訓練を通じた関係機関間の連携を強化	■ 準備期における検討等に基づき、区及び関係機関における実施体制を強化、迅速に対策を実施	■ 各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を整備し、見直しを実施
第2章 情報収集・分析	■ 情報収集・分析、情報の整理や把握手段の確保等、新型インフルエンザ等発生時に向けた準備を実施	■ 新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集・分析を迅速に実施	■ 感染症のリスクに関する情報、区民生活及び社会経済活動に関する情報等の収集・分析を強化
第3章 サーベイランス	■ 平時からサーベイランス体制を確認し、情報を速やかに収集・分析	■ 平時のサーベイランスに加え、新型インフルエンザ等発生時の感染症サーベイランスを開始	■ 流行状況に応じ、適切に感染症サーベイランス等を実施
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	■ 区民等の感染症に関するリテラシーを高め、区の情報提供・共有に対する認知度・信頼度を向上	■ 感染拡大に備えて、区民に新たな感染症の特性や対策等の的確な情報提供・共有を実施	■ 区民の関心事項を踏まえ、対策に対する区民の理解を深め、適切な行動につながるよう促す。
第5章 水際対策	■ 国が実施する研修及び訓練への参加等を通じて、水際対策に係る国等との連携体制を確認	■ 感染者発生時における円滑な対応に向け、国及び関係機関等との連携体制を確認	■ 感染拡大の状況等を踏まえながら、国及び関係機関と連携して適切に対応
第6章 まん延防止	■ 区民の基本的感染対策の実施、まん延防止対策や訓練の重要性への理解促進	■ 区内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を実施	■ まん延防止対策を講ずるとともに、国や都の方針を踏まえて、柔軟かつ機動的に切替え
第7章 ワクチン	■ 関係機関と連携し、ワクチンの接種体制を構築	■ 国や都等の方針等に基づき、接種体制の立ち上げに向けて必要な準備を実施	■ 構築した接種体制に基づき迅速に接種を実施するとともに、区民等に情報提供・共有
第8章 医療	■ 都が予防計画に基づき実施する医療提供体制の整備への協力	■ 都や医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備	■ 初動期に引き続き、都や医療機関等と連携し、患者に適切な医療が提供できるよう対応
第9章 治療薬・治療法	■ 治療薬及び治療法の情報等を速やかに医療機関等に提供し、活用できるよう、関係機関と連携	■ 医療機関等に対する治療薬等の最新の知見の情報提供や、適切な使用等の要請等を実施	■ 区民等に対し、治療法や治療薬に関する情報をわかりやすく発信
第10章 検査	■ 平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に推進	■ 国や都等と緊密に連携し、検体採取や搬送を通じて、都の検査体制の構築に協力する	■ 国や都の方針、区内の感染状況等を踏まえ、都と連携して検査体制等を適時見直し
第11章 保健	■ 新型インフルエンザ等対策連絡会等を活用し、区内の多様な関係機関との連携体制を構築	■ 区予防計画等に基づき、新型インフルエンザ等発生時の体制への移行準備を進める。	■ 区予防計画等に基づき、求められる業務に必要な体制を確保
第12章 物資	■ 感染症対策物資等の備蓄等、必要な準備を適切に実施	■ 長期的に感染症対策物資が必要となる可能性を踏まえ、安定的な確保に努めるよう要請	■ 初動期に引き続き、感染症対策物資の安定的な確保等を要請
第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保	■ 事業者及び区民へ適切に情報提供・共有、必要な準備の実施を勧奨する等、事業継続に向けて準備	■ 事業者や区民に、感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛け	■ 準備期での対応を基に、区民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を実施

本文第3部 区政機能を維持するための区の健康危機管理体制（P167～241）

区における危機管理体制として対策本部や調整会議を設置し、あらかじめ役割や構成員等を整理

新宿区新型インフルエンザ等対策本部	新宿区新型インフルエンザ等調整会議
本部長：区長 副本部長：副区長（2人） 教育長 本部長：各部長 関係課長等	座長：危機管理担当部長 副座長：総務部長 健康部長 構成員：各関係課長等

役割：感染拡大防止や医療体制の確保、区民への情報提供などを通じた迅速かつ効果的な対策の実施に向け、全庁的な方針及び対応を協議

新型インフルエンザ等発生時における全庁の業務を以下の区分で整理し、「新宿区新型インフルエンザ等対策事業継続計画」として本計画第3部第2章に記載

業務区分	まん延時における実施方針
(A) 新たに発生する業務	発生段階別に必要に応じて実施
(B) 優先継続業務	感染拡大防止対策を講じて実施
(C) 縮小業務	職員数に余力があれば、業務を縮小し、かつ感染拡大防止対策を講じて、順次実施（この限りでない場合、感染状況に応じて休止する。）
(D) 休止業務	感染拡大防止のために積極的に休止

(※1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法
(※2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(※3) かつて世界規模で流行した感染症であって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定める感染症が再び勢いを取り戻したもの

新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画【改定の概要】

今般の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法を始めとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナウイルス対応で積み重ねた知見や経験を踏まえ、新型インフルエンザ等からひとりでも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にすることを目指すものです。令和6年7月に政府行動計画、令和7年5月に都行動計画がそれぞれ抜本改定されたことを受け、区行動計画も策定以来初の抜本改定を実施します。

改定の方針

平時の備え

- 人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等の実施
- 区と区民、都、医療機関、事業者等との情報共有、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進
- 都が関係機関と締結する協定も踏まえ、感染症発生時の区における医療・検査を迅速に行う体制を確認

新型インフルエンザ等発生時の迅速な初動対応

- 国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、庁内や区内医療機関、区民等に共有
- あらかじめ定めた手順により直ちに全庁一体となった初動体制を立ち上げ、区民の生命及び健康を守るための緊急かつ総合的な対応の実施

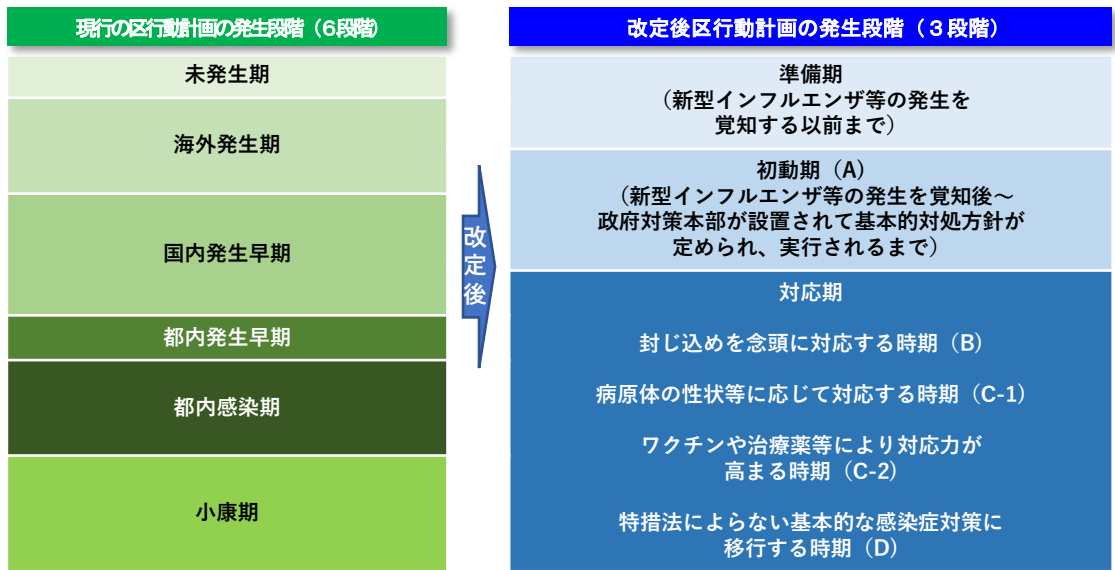
区民生活及び社会経済を守るバランスの取れた対策の実施

- 新宿区は、住宅地であるとともに、オフィス街や商業施設、歓楽街が多く集まる日本有数の商業の中心地
- 急速な感染拡大による社会的影響を緩和するため、まん延防止の取組を適切に実施
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施

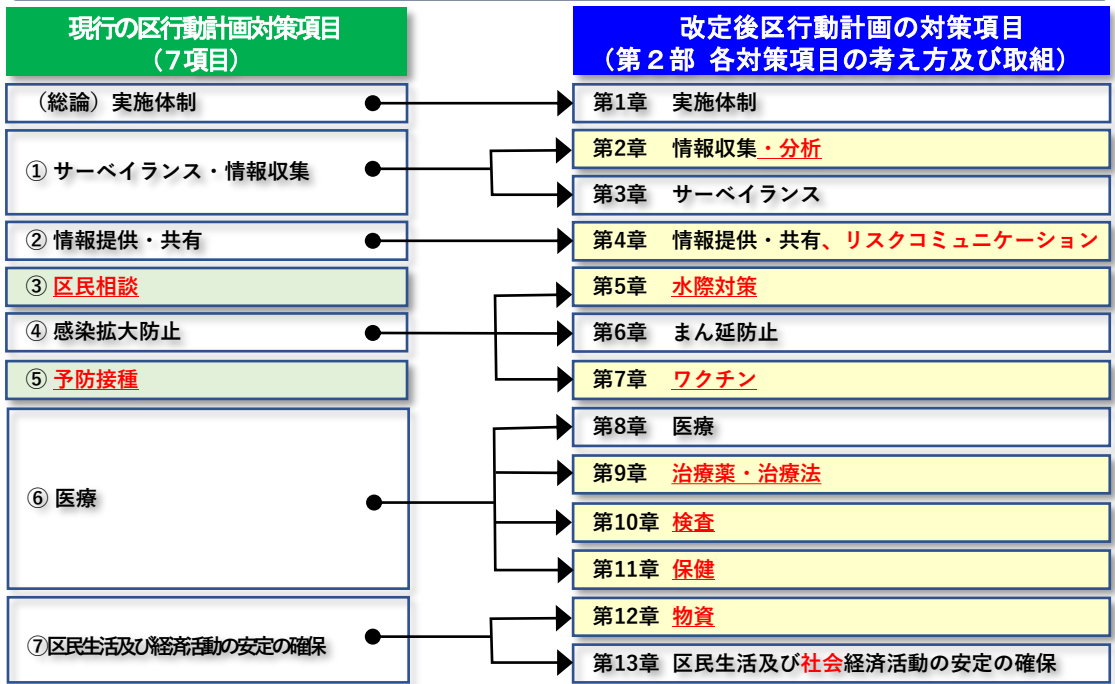
改定のポイント

① 初の抜本改定	✓ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（第8条）に基づき、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成26（2014）年に策定（平成29（2017）年に一部改定） ✓ 令和6年7月に政府行動計画、令和7年5月に都行動計画がそれぞれ抜本改定されたことを受け、区行動計画も、策定以来初の抜本改定を実施
② 幅広い感染症に対応	✓ 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定
③ 柔軟かつ機動的な対策の切替え	✓ 状況の変化（検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等）に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え
④ 発生段階の考え方（図1参照）	✓ 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載、準備期の取組を充実 対応期は以下の4時期に区分 1. 封じ込めを念頭に対応する時期 3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 2. 病原体の性状等に応じて対応する時期 4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
⑤ 対策項目の拡充（図2参照）	✓ 対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化

発生段階の考え方（図1）



対策項目の拡充（図2）



新型インフルエンザ等対策行動計画【改定に伴い新規・拡充した記載】

対策項目の拡充による内容の精緻化に伴い、今般の改定にて、より詳細に記載されることとなった内容について、以下の図表のとおりに整理する。

改定前		改定後（第2部 各対策項目の考え方及び取組）	
各対策項目		各対策項目	拡充・新規の記載内容
（総論）実施体制	→	第1章 実施体制	・専門的人材の育成、確保や情報連携体制の強化など、平時における区の体制整備・強化に向けた取組の実施 ・新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の区への対応等を明記し、迅速な初動対応を実施 ・対策本部設置後の実施体制や緊急事態宣言時の実施体制等、感染状況や各段階ごとの実施体制
1 サーベイランス・情報収集	→	第2章 情報収集・分析	・地域における感染症発生状況を効率的に収集・分析するための体制を構築 ・新型インフル発生時を想定した訓練を実施し、情報収集・分析の体制を確認 ・区民生活や社会経済活動に関する影響を早期に分析し、国や都の示すリスク評価も踏まえて、柔軟かつ機動的に対策を切替え
	→	第3章 サーベイランス	・平時からの体制や役割分担を確認し、迅速な体制拡大の準備を実施 ・電磁的方法による発生届の提出促進等、DXの推進を図る ・発生時を想定した訓練や研修を行い、職員の専門性向上を図る
2 情報提供・共有	→	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・SNS、電話相談対応、アンケートを通じて区民の意見や関心を把握し、双方向型のコミュニケーションを推進 ・感染状況や感染リスクを踏まえ、各段階に応じて、必要な情報提供を適宜実施
3 区民相談	→	第5章 水際対策	・必要物資や施設の確保、国や都の訓練への参加等を行い、平時から対応を確認 ・国や都と連携し、感染状況に基づいて迅速かつ柔軟に対策を調整 ・ワクチンや治療薬の普及に応じて国や都の方針に基づき水際対策を段階的に緩和
4 感染拡大防止	→	第6章 まん延防止	・感染リスクに応じて対策の強度を調整し、ワクチンや治療薬の普及に応じて段階的な対策の見直しを実施 ・まん延防止措置や緊急事態宣言に関する理解促進のための広報活動を実施
5 予防接種	→	第7章 ワクチン	・医療従事者・接種会場を確保し、接種順位や対象者に応じた円滑な接種実施体制を構築 ・ワクチンの安全性や副反応に関する情報提供を行い、区民の理解促進を図る ・接種日程・会場等の情報周知等、ワクチン接種に関する情報の積極的な発信を行い、適切に接種勧奨を実施
6 医療	→	第8章 医療	・区職員への所内研修、IHEAT等外部人材の研修等を行い、医療人材を育成し人材を確保 ・国・都と連携し、地域間・医療機関間で柔軟かつ機動的に対応 ・国や都の取組状況も踏まえ、感染症サーベイランスシステムやG-MIS等の活用を通じてDXを推進 ・療養先等を適切に判断し、都が実施する入院調整に協力
	→	第9章 治療薬・治療法	・国が主導する研究開発への協力 ・不足が懸念される薬に対して、都を通じて国への増産・流通要請を実施
	→	第10章 検査	・国・都の基本方針に基づき検査対応体制を整備し、感染状況に応じて柔軟に見直しを実施 ・検体搬送体制を整備するとともに、必要に応じて検査センター設置の検討を行い、検査体制の整備・強化を図る
	→	第11章 保健	・保健師等の専門人材の育成・確保や保健所の機能強化などの平時における体制整備 ・感染症発生時の初動対応や相談体制を整え、発生時における迅速な対応を実施 ・感染状況に応じ、段階的に対応を実施 ・相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院・療養調整、健康観察・生活支援、健康監視、情報提供・リスクコミュニケーション等、主要な感染症対応業務を実施
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	→	第12章 物資	・国が定める基準に基づき、マスクや防護具などの物資を備蓄し、医療機関や薬局への配布・備蓄支援を実施 ・医療機関の備蓄状況を確認し、不足が懸念される場合は区医師会等を通じて計画的な発注を促す。必要に応じて国・都・民間事業者と連携して物資を確保
	→	第13章 区民生活及び社会経済活動の安定の確保	・区内事業者への在宅勤務等の勧奨、学校休業時の保護者への配慮、中小企業向けの特別相談窓口設置準備など、事業継続の支援を実施 ・分散登校やハイブリッド学習等を活用し、感染症流行下でも教育を継続できる体制整備を行い、学びの継続を支援。